

令和６年度 京都市はぐくみ推進審議会 第１回幼保推進部会
会議録

日 時	令和６年６月２５日（火）１６：００～１８：４５
場 所	専門学校 Y I C 京都工科自動車大学校 ２号館２８５教室
出席者	伊佐貴美子委員、和泉景子委員（Zoom 参加）、内海日出子委員、川北典子委員、杉本五十洋委員、富田宏子委員（遅参）、中野浩子委員（Zoom 参加）、藤本明弘委員、升光泰雄委員、丸橋泰子委員、矢島里美委員、山田恵子委員、吉田正幸委員 （５０音順）
欠席者	なし
次 第	<議 題> １ 子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学校入学前児童）結果報告について（報告事項） ２ こども誰でも通園制度の試行的事業の実施について（報告事項） ３ 第３期京都市子ども・子育て支援事業計画について（意見聴取） （１）幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期について （２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期について

事務局	それでは、定刻少し前ですが、委員の皆様がお揃いになりましたので、京都市はぐくみ推進審議会 令和6年度 第1回幼保推進部会を始めさせていただきます。 本日の司会を務めさせていただきます、幼保総合支援室幼保企画課長の横川と申します。 本日の会議につきましては、市民の皆様に議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。 本日、和泉委員、中野委員におかれましては、ZOOMを活用してのオンライン参加をいただいております。 今年度から、新たに市民公募委員として冨田委員が参画されておりますが、所用のため遅れるとの御連絡をいただいておりますので、また後程御紹介させていただきます。 「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項におきまして、部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、現時点におきまして、委員13名中12名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。 それでは、開会に当たりまして、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長の金井塚より御挨拶申し上げます。
金井塚室長	<開会あいさつ>
事務局	続きまして、本日の資料についてでございます。 資料については、事前に共有させていただきましたが、席上にも配布させていただいています。一部誤植等がございましたので、席上に配布しているものが最終版となります。最終版につきましては、改めてデータで送付させていただきますので、各団体等で共有される場合は、本日以降お送りする資料を御活用願います。 それでは、本日の議事に移らせていただきます。 ここからの議事進行につきましては、川北部会長にお願いしたいと思います。 川北部会長、よろしくお願いいたします。

川北部会長	それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきます。 本日は、お手元にお配りしております次第に記載のとおり、3つの議題を予定しております。 限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。
川北部会長	それでは、まず、1つ目の議題の、 子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学校入学前児童）結果報告について 事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料1>を用いて説明>
川北部会長	本件は報告事項となりますが、特段の御意見等はございますでしょうか。 もしくは、ニーズ調査の結果に関して今の説明にない部分について確認したい点等あればお願いいたします。
藤本委員	これだけの設問数であるため、限られた時間の中ですべて拾うことは不可能なことはよく分かるが、今の項目をどういう観点で拾ったのかが見えない。いろいろな設問がある中で、あえてこういうポイントで選んだという説明がないまま聞いていると、すごく増えたとか減ったとかというのが、言葉のマジックではないが、もう少し丁寧に数字を読み込んでいかないと危険な感じがする。 病児保育のニーズが高まっているという、もちろんそうなのだろうが、もっと背景にあるものを丁寧に読み取っていかないと、これだけのボリュームを、すごく悪く言うと、結果ありきの方向へ流し込むためのものになっては困るのであえて言わせていただいた。
事務局	委員の御指摘はもっともであり、本来であれば、冒頭で説明申し上げるべき事項であった。 今回、いくつか抜き出して説明させていただいたのは、後ほど出てくる量の見込みの議論に際して参考になると思われた項目を、事務局で抜粋して説明させていただいたもの。 もちろん、先ほど口頭で説明していない項目についても、議論に関わりがあるかと思うが、限られた時間の中で、関係が深いだろうと思

	われる項目を選んで御報告した。
杉本委員	保育ニーズと教育ニーズが分けて書かれていたように思うが、保育というのは何を指していて、教育というのは何を指しているのか。
事務局	保育というのはいわゆる2・3号児童の数を指している。 幼児教育は1号を指すが、新制度に移行していない幼稚園に通う児童数を含めた1号の数となる。
升光委員	昨年度のはぐくみ推進審議会において、ニーズ調査を今京都にいる子育て世代に実施することも大切であるが、京都の今の状態、人口流出問題が大きいと、京都市外へ流出した方へも調査を実施することが意義深いのではないかという話が出た。 ニーズ調査を実施して、調査結果の背後にある課題をどのように読み取るのか。その方法があるのかお聞きしたい。 また、ニーズ調査をした結果、ニーズに応じていく施策を講じることとあれば、ニーズがあっても施策を講じないということもあると思う。 子育ての量にしても規模にしても、社会全体として、ニーズがあるから施策に反映することが良いことなのだろうか。新しいプランを策定するときに、子どもの最善の利益というところで始まったかと思うが、先ほどの調査結果においても、長時間保育、夜の預かり保育の希望が増えており、家庭で子育てする時間が減っていることを考えたとき、そもそも子どもたちにとっての最善の利益を棚上げして、ニーズがあるからそれにに応じていくというのはどうなのかなと感じた。 だとしたら子育てだけではなく、社会全体の生き方とか、在り方の問題にもなってくると思う。幼児教育・保育の就学前のニーズを調査することと、本当に社会全体の未来に対するビジョンをどう組み合わせていくのか、といった視点を持つ必要があるのではないかという気がする。 今後は、ニーズ調査の結果から、どうしていくのか考えていくことになると思うが、施策検討を行う前に、大きな視点の話をどのように展開していくか考えなければ、細部細部への問題に終始してしまう。 その当たりの大きなビジョンがあればお伺いしたい。

事務局	最後の御指摘は非常に重要と考えている。我々としてもこのニーズ調査の結果だけをもって、ニーズの多いものを施策化していくべきと単純に考えているわけではない。 利用者の目線に立てば、長時間の保育を希望される方が多い結果が出ているが、一方で、施設で働かれている方のことも当然考える必要があり、社会全体でどのようにバランスを取っていくのか考える必要があると。 そのためにも、ニーズ調査の結果も当然参考にするが、この幼保推進部会には、各施設を代表する団体から委員として皆様には参画していただいている。また市民公募委員の方もいろいろな立場の方に参画いただいている中で、当部会でいただいた御意見も総合的に踏まえて検討していくことが必要だと考えている。 、市外に転出された方に対する意見聴取に関しては、アンケート調査で把握することは難しいが、関係する事業の担当部署が、例えば大学を通じて市外に出て行かれる方の意見を聞くなど様々な取組の中で把握に努めている。 また、今回の市民を対象にしたニーズ調査の中でも、例えば、「住む際に何を重視しているか」との問いに対しては、ほぼ全ての回答が過半数を下回っている。これは、例えば「子育て環境が充実している」とか、「医療費が充実している」といった回答をいただいた方が一定数いらっしゃる一方、過半数を超える方はそうした選択肢を選んでいないということであり、我々としては、そうした隠れたニーズに目を向ける必要があると考えている。
川北部会長	このニーズ調査の結果から何を読み取れるか、丁寧に見ていく必要があるし、それを話し合える場がこういう部会の場合である。 「子育て環境で充実していると思うことは何か」、という設問で少しショックだったのが、「無回答」が20%、5人に1人が無回答である。これは、「充実しているものは何もない」と思っているのではないか。 「その他」という回答も結構多いため、このあたりの意見を丁寧に拾っていく必要があると思う。
川北部会長	それでは、2つ目の議題に移ります。 こども誰でも通園制度の試行的事業の実施について 事務局から説明をお願いします。

事務局	<資料2>を用いて説明>
川北部会長	本件も報告事項であります、特段の御意見等があればお願いいたします。
杉本委員	こども誰でも通園制度は、結果的には、昔の保育園に入るのと同じ仕組みになっているのでは。 行きたい園に登録して、そこに行くというもので、理由を問わず、月に10時間という制限はあるが、事前に施設と利用者が話し合ってここへ行きますということまでを確実に誘導されているということなのか。 何が言いたいかというと、この制度は今の時代に合った新しいやり方ではない。なにもその園に行く必然性はなく、今日はA園、明後日はB園に行くという形でもよかったのではないか。 トータルで月当たり10時間という制限があるので、もっと利用者にとって便利な制度とした方がよかったと思う。 まるで昔の保育園に入所させるための面接をして、園に受け入れられますかと聞いていたようなことを、細かく条件を変えて行っているだけではないか。 それが利用者の本当のニーズに合っているのか。直観的には合っていないと思う。 ちなみに、利用料は園が自由に決めることができるのか。
事務局	1時間当たり300円を上限に、施設が定めることになっている。
杉本委員	つまり、共通価格、公定価格ということになる。 その場合、その施設がよりよくするために頑張ろうというインセンティブが働いていない。単なる出来高清算。当該制度を利用する人にとって、施設をよりよくしていこうという気が全く起こらない仕組みになっている。普段の保育定員に空きがあれば、そのときに預かるだけの話ではないか。 国制度のため、どうこうできるものではないかもしれないが、京都市でアレンジできるところがあれば、利用者目線で工夫したほうがよいかなと思う。

矢島委員	私の園では、この7月から試行的事業を実施予定であるが、杉本委員の認識には少し誤解があると感じた。私も市の職員と話をしている中で、制度を理解していくと、今までの懸念が少し払拭された。 それは、子どもはどこでも好きな園に行く、施設はその都度違う子どもを受け入れる必要があると思っていたことである。 今回、京都市が利用者募集、施設との紐付けを行ったことで、子どもと園との関係が固定的となり、10時間と言えど、子どもの育ちを継続して見ていける、子どもの特性を知りながら育ちの支援に関われるということで、不安は軽減された。 利用者は、専業主婦が多いようだが、違う子どもとの関わりを作っていくことで、お母さんの子育て観が、ある種のゆとりを持ったものにつながるかと思っている。
杉本委員	矢島委員が今おっしゃられたのは、施設側の目線。 ちなみに、利用者はどの施設を利用するのか分かったうえで申し込んでいるのか。
事務局	申込時に希望する施設を選択して申し込んでいる。
杉本委員	施設の所在区以外からの応募もあるということを聞いたが、利用者がもっと増えれば、その都度、実施施設も募集する考えなのか。 利用者目線からすると、もっと便利な制度であるべき。便利というのは教育的にマイナスになるとは限らない。 今の段階では、施設側からするとどんな子が来るのか分からないというマイナス要素があるが、それを乗り越えるのが我々施設側の難しいところ。
藤本委員	杉本委員と矢島委員の両方その通りだと思って聞いていた。 すごく保育を必要としている環境の保護者あるいは子どもにとって救いの手があることは非常に大事なことで、その1点でこの制度が質を担保しながら波及していくことが大いに必要だと思う。 ただ、現行の制度設計は少し違っている。こども「誰でも」通園制度ではなく「早いもの勝ち」通園制度のような、手を早く挙げた方のための施策となっている。 矢島委員がおっしゃるように、子どもの目線に立ったときには、いろんな条件がしっかりと固定された方が安定すると思うが、予期して

吉田委員	いない事態が生じたときにこそ、保護者は助けを求めているということが、ニーズ調査結果からも読み取れる。 一方で、当該調査結果については、ニーズ調査に答えられるだけの余裕を持った方からの回答なので、本当に困っているのか、という点は疑問ではあるが。 本当に困った人が、駆け込めるような、地域にあるような保育園であったり、幼稚園であったり、認定こども園であったり、いわゆる普段から園庭開放や育児相談等で利用している近くの園にいけば、預かってもらえる、すぐは預かれないが今後こうしてもらえる、といったものがないと、利用する子どもを固定してしまうと、本当に困った、何とか通園させたい、見てほしいと思っている方のニーズには応えきれない。この状況では京都の充実した施策だとは言えない。 国の考えた施策のため、「子育て環境・日本一」の京都市が、京都版の京都らしい絵を描くべきで、今後試行例を募りながら、いい部分、課題となる部分を考慮し、国が決めた通りに実施するのではなく、必要な方に届く施策にしてほしい。 1時間当たり300円が上限であれば、誰でも利用したいと考えるが、その人たちが本当に必要としている方ばかりなのだろうか。 門戸は広くしながら、しっかりと利用者選定するといった仕組みを構築しなければ、定員等の制約がある制度の枠組の中では運用の限界が生じてしまう。 また、吉田委員からの資料の5ページに、一時預かりとの違いについて、「保護者の立場からの必要性でなく、すべてのこどもの育ちを応援」と記載があるものの、やはり現実には保護者の都合もあり、すべてのこどもの育ちのためと言い切ることは根拠に乏しいと思う。 先生たちは、日常的に通園しない子どもとは接しにくい、抱っこしにくい、愛着形成しにくいということが言われており、そういった現実をしっかり踏まえながら議論すべきだと思っている。 いろんな意見が出て、なるほどなと思いながら聞いていたが、結論からいうと、ほとんど誰も、こども誰でも通園制度を正しく理解していないということがよく分かった。 今はあくまで試行的事業であるため、こども誰でも通園制度そのものとは異なるため、分けて考えていただきたい。 こども誰でも通園制度は、形式上は3歳未満の未就園児を対象に育ちの保障をしようというのが基本。
------	--

いわゆる未就園児は160万人くらいいると思うが、その98%以上が3歳未満児であり、3歳以上児はほとんど幼稚園、保育園、こども園その他に通っているということで圧倒的に未就園児は3歳未満である。3歳未満児全体で保育を利用している子どもが約6割、言い換えると未就園児が4割ということで、実はかなりのボリュームになる。

問題は、今家庭や地域社会が厳しい状況に置かれていることで、特に専業主婦家庭は、地域コミュニティが希薄になる中で、かなり孤立した育児に追い込まれ、虐待等も多くなっている。

幼児虐待は、3歳未満児、要は未就園児家庭に最も多いとデータが出ており、その中でも乳児の虐待死亡例が最も多い。

昔のように家庭が大家族だったり、コミュニティが豊かであればそれでよかったが、今の現実はそうでないという中で、未就園児はこれまでの制度ではそもそも保育を受けられない。3歳以上であれば就労要件を問わず幼児教育を受けられるという制度であるが、3歳未満の場合は、保護者の就労その他の状況により保育要件を満たさないと保育を利用できない。つまり未就園児になる。この未就園児が大変厳しい状況に置かれている。

親の子育ての負担、不安感について、提供した資料の1ページに書いてあるが、「すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備する」と、これが、こども家庭庁、こども基本法が目指すど真ん中にあるわけだが、そのすべての子どもの育ちの中からまさに未就園児に光が当たっていない、外れているという中で、未就園児の少なくとも育ちを第一義的な狙いとして、こども誰でも通園制度をやるというのが発端である。

あわせて、未就園児家庭は、ともすれば孤立した育児・子育ての中で、とりわけ母親も大変な状況に置かれているので、未就園児を受け入れしている機会を利用してその母親に対しても様々な支援をしようという狙いがある。

特に最近は精神的に病んでいる等困難な家庭も多いので、その場合はこども家庭支援センターであったり、保健師さんであったり、いわゆる専門機関につないで、総合的な支援をしようというのが元々の目的として始めようとしている。

したがって、一時預かりとは全く違うと考えている。一時預かりというのは元々一時保育ということでスタートしており、これは主に未就園児家庭において、急に保護者の方が冠婚葬祭に行かなければなら

ないとなったとき、でもお子さんが小さいとか、他にもインフルエンザが流行っている時期にどうしても病院に薬をもらいに行かなければならないけれども、赤ちゃんを連れて行って病院で感染しても困るという緊急一時的な要件の時に一時預かりしましょう、という制度であった。

それがその後、緊急要件だけでなく、育児・子育ての不安・負担で大変厳しい状況に置かれていることが虐待にもつながりかねないから、じゃあ半日フィットネスで汗を流して子どもと向き合えたら、音楽を聴いたり、映画を見たりして気分転換して子どもと向き合うという中で、リフレッシュ利用を認めるものとなっている。いい意味で、保護者のための仕組みとなっている。

こども誰でも通園制度はそうでなく、未就園児の発育の中で、育ちの環境が十分でない、園に通って保育を受けている子どもは恵まれていて、同年代の子どもとの関係性もあるし、保護者以外の先生方との接触もあるし、様々な行事を通じていろいろな方との触れ合いがあるという意味では、未就園児が一番大変な状況に置かれている。この子どもたちの育ちのために、受け入れようというのが基本になる。

保護者のための制度である一時預かりと、子どものための制度であるこども誰でも通園制度の両方が揃って、両輪で初めて有効な施策となると考えている。

そう考えたときに、残念ながら一時預かりの充実をしていないと、どうしても利用者は一時預かり的なニーズが多いわけですから、こども誰でも通園制度を一時預かり的に利用しようとする。

利用者においても、こども誰でも通園制度の本質が理解されていないので、先ほどのニーズ調査結果にも触れるが、資料 1－47 ページで、まず子どもの年齢別調査結果の中で、5歳の項目でこども誰でも通園制度を利用したい方が 10%であり、3歳以上で見ると 30%近くの方が回答されてしまっている。

そもそも制度自体が 3歳未満児の利用に限定していますから、3歳以上児では利用できません。当然アンケートでそういった説明をしなければならいわけですが、こういったデータが出てしまっている。

また、家族類型別を見ても、ひとり親家庭やフルタイム、共働き家庭といった方々のこども誰でも通園制度の利用希望の回答がありますが、これらの方々も保育の要件を満たしているので、そもそも制度の対象にならない。

また資料 1－48 ページを見ても、こども誰でも通園制度の試行的

事業において月10時間を上限としているところ、本格実施ではもう少し長くなると思うが、保護者ニーズとしては、1週当たり利用日数5日間とか、これはあり得ない。こども誰でも通園制度は、長時間の保育を行うものではない。短い時間かもしれないが、幼稚園や保育園等に行けない、保育認定を受けていない子どもに対して保育保障を多少しようというものですから、日々の保育というものの、また日に8時間以上の利用というものも想定されていない。

また、朝9時台から夕方17時台以降までというのも、保護者の希望はそうかもしれないが、そもそも問いとしてこども誰でも通園制度というものが理解されなくて、いわゆる普通の保育ニーズのような答えが出てしまっている。

更に資料1-50ページでは、こども誰でも通園制度において、「家事や買い物・家庭の用事等、自由のきく時間が一定必要なため」が最も高い回答率となっており、これはまさに一時預かりでカバーすべきニーズであり、こども誰でも通園制度は本来そういうものではない。逆に言うと、一時預かりのニーズについてももう少し聞いてもらった方がよかったかもしれないが、そういう意味で、こども誰でも通園制度の量の見込みを把握するというのはなかなか難しい。

残念ながら、今回のアンケート調査からはこども誰でも通園制度の量の見込みを把握するような結果が出ていないので非常に悩ましい状況で、事務局の方でまた御検討いただきたいところだが、しかしそれにしても、こども誰でも通園制度は一時預かりと両方あって初めて意味のある施策になるだろうと思う。

月10時間の上限もおそらく伸ばすとは思いますが、1回2時間なら月5回利用できる、1回10時間なら月1回しか利用できない、1回5時間なら月2回利用できるといったバラバラの中で、本当に子どもの安定的な育ちを保障できるのか。受け入れ側にしても、ある子どもは今月は月5回、午前中に2時間来て、ある子どもは午前中から午後にかけて保育をして、月2回だけ来るといったバラバラの利用で果たして本当に育ちの保障ができるのか、といったところは疑問だが、園にしても1日中登園時間が存在するわけだから、それはとても体制としてやってられない。

そこはまだ国も言及していないが、国が制度設計した中で自治体が制度運用をしなければならない。職員体制であるとか、あるいは子どもの育ちを考えて、京都市としてはこんなフレームワークで子どもの育ちを保障できるようにといったところをこれから考えていかなけ

ればならない。

今回はあくまで国の補助事業として試行的事業に手を挙げただけで、全国でも120くらいの自治体しか実施していないもので、来年度は、地域子ども・子育て支援事業の別の補助事業に位置図けられ、更に令和8年度は給付制度となるわけで、施設型保育給付や地域型給付とは異なるが、恐らく時間単位の給付、つまり義務的経費として制度を作ろうとしているから、京都らしさももちろん大切だが、今後制度としては法令上やらなくてはいけなくなる。

その後、運用の中でどのように京都らしさを出していくかということになるんだろうと思うので、その当たりの交通整理をする必要がある。

また、提供した資料の6ページに、こども誰でも通園制度に係るシステム化について記載があるが、データベース化したものに、保護者はスマートフォンを用いてアクセスし、こども誰でも通園制度の入所予約をして自治体と施設がそれを確認し、自治体は形式上給付認定をして、保護者は希望する施設を利用することになる。

先ほど杉本委員がおっしゃったように、今の制度上はどの園を選んでもよいということになっているし、月10時間上限だが、10時間きっちり使い切らなければならないというものではなく、月2時間だけという利用も可能となっている。

ただこれも本格実施に当たっては、私は月に20～30時間の利用上限になると思っており、システム上申請されたデータから給付認定・申請していく仕組みになるのではないか。

いまそういう中で、3年間かけて実施していく試行的事業のまさに初年度で、恐らく国も明確に分からないし、自治体も分からないだろうし、今のやり取りのように考えながら、我々も考え方がバラバラで共通認識ができていないのが現状だと思うので、まず大事なはこの制度の骨格を共通理解したうえで、かつ国がこれから制度設計を変えていく中で、京都市として未就園児またその保護者にこの仕組みをどうやって利用して、どうやって保育環境を提供し、あるいは子どもの育ちを保障できるのか、といったところの本質的な議論が必要なのではないか。

それを踏まえて、次回の幼保推進部会で、向こう5年間の計画期間中にこども誰でも通園制度のニーズがどれくらいありそうなのか、未就園児の5割くらいが利用を希望したらとても供給体制が作れない、職員確保できない等の問題が出てくるだろうから、次回の部会で量の

藤本委員	見込みと供給確保という悩ましい現実的な課題が出てくる。 それを念頭に置きながら、まずは、そもそもこの仕組みは誰のための何のための仕組みなのかという共通認識をいただいて、しかしながらそれはまだ制度として変わる余地があるし、京都市としては運用・工夫、改善の知恵を出す必要があると思う。 まずはそういった議論をしていただく必要があるだろうと考えている。 なるほどなと思って聞かせていただいたが、そうすると、なぜこのようなモデルを描いたのか、ますます分からなくて、おっしゃっておられることと、そのモデルの設計図が遊離している。市民にしても同じ受け止めではないか。 もちろん低年齢児ほどうしんどい時期ですし、孤立化しやすいのは分かるが、みんながみんなどうしようもないかということとそうでもないし、その当たりのところを丁寧にしていかなければ、とにかくみんな制度利用すればいいんだ、というのは違うと思う。それこそ子どもが置き去りになると思うので、ぜひ慎重に考えていただきたい。 また、既にやっている子育て支援がある中で、新たにやることばかりでなく、今やっていることをしっかりこういったところに乗っていくというやり方、そういうこともぜひしっかりと京都市として丁寧に考えていく必要があると思う。
吉田委員	こども「誰でも」通園制度という名前が良くて、名前が悪い。「誰でも」と無理くり入れるものではなくて、あくまで未就園児家庭で、基本的に保護者が希望されて利用する制度のため、未就園児家庭がすべて無理やり利用を強いられるものではない。逆に、国の方で政治レベルでこの名前を使ってしまったので、この名前を使っている。 実際には、財源がなく、試行的事業は1時間当たり公費で850円、そして標準額として利用者から1時間当たり上限300円を徴収できる。これは絶対にこの金額と決まっているものではないが、多くの自治体がそのようにして、併せて1時間当たり1,150円で、お子さん一人当たり10時間が利用上限ですから、1箇所当たり11,500円が上限というのが基本になる。これは本格実施になるともう少し上がるかもしれないが、仮に150万人程度の未就園児の方の2/3の方が利用するとなると、約100万人が利用することになる。一人当たり1万円を公費として拠出すると、1箇所当たり100億円が

必要になる。年間で1, 200億円。40時間にすると約5, 000億円が必要になる。

残念ながら何兆円ということも金庫を作るが、現金給付がほとんどで、保育施策の方にはそんなにお金がないため、「こども誰でも」と言っているが、財源上は実はそんなに増やせない。逆に言うと時間を短くしないと、長くして多くの人が使うととてつもない巨額な財源が必要になるため、国の本質的な財源不足でいい制度ではあるものの制約がかかってしまっている。

潜在希望者数はかなり見込まれているが、名前が良すぎて、私は利用できませんとなったときに、変な話、未就園児の待機児童というものが発生してしまい、政治的にはそれが一番怖い。マスコミはそういった書き方をするだろう。「誰でも」通園といいながら誰でも使えていない施策だ、と。

そうするとより短い時間でよりたくさんの方が利用できるようにして、しかも財源を抑えながら、という非常にめんどくさいことが中央の方で問題になっている。そのマイナス要素を自治体がかぶっているという要素があるとみているので、京都市だけがどうこうというものではない。

いい制度ではあるものの、財源の問題などでこども誰でも通園制度がいきなりできるものではないと。本来は待機児童問題の中で定員が割れていく中で入れ替わりのように施策を実施できればよかったのだが、もう施策を走らせてしまったので、杉本委員もおっしゃっていたが、今の1・2・3号の定員の外にこども誰でも通園制度の定員設定を作ってもよいと。そして園舎が足りなければ増築して別に部屋を作ってそこで未就園児を保育してもよいと。そのための施設整備費は出しますよ、という今は制度設計で動いているので、そこはいかなものかと個人的には思っているが、まだそのあたりはぶれているので、丁寧に抑える必要があるかと思う。逆に言うと、京都市の運用でできる部分はある。

福岡市は月当たり上限10時間では全然足りないということで、独自予算で、試行的事業は月40時間を上限としている。つまり自治体の裁量、工夫の余地があるので、本格実施は2年先ですから、その間もう少し丁寧に誰のための何のための施策なのかということを議論いただきながら、まさに京都らしい運用にさせていただくのがよいかと思う。

和泉委員	保護者の立場からすると、この取組はありがたい施策だと思っており、例えば商業施設で子どもの一時預かりを使うと 1 時間当たり約 1,000 円ほどかかるのところ、1 時間当たり 300 円で収まり、保育として園の先生方に見ていただけるのはとても良い取組だと思う。 ただ、保護者として、未就学児の間は、子どもは母親から離れることを嫌がり、幼稚園に通うまでの間、先生に慣れるまで泣いてしまったことがあり、うちの子は 2 人とも幼稚園、保育園に慣れるまでは大泣きすることがあった。一つの施設に慣れて通えるように先生との信頼関係を結ぶことも大切かと思った。 気になる点として、施設の供給量が不足しているため、利用者のニーズに十分に応えられていないとあるが、実際保育士や幼稚園の教諭の方に負担がかからないか心配している。 先生方に無理なく、自治体からも給付があり、国としても十分お金が支払われるのであれば、安心だが、保育の質が保たれるか不安を感じている。子どもにとっても親御さんにとってもいい保育を提供していただけるようにしていただければと思う。
川北部会長	従来の保育の質であったり、保育者への負担がかかるのではという点について、京都市としていかがか。
事務局	まず、今回試行的事業として、元々、各区・支所に各 1 施設の実施施設と、限定して施設の募集をさせていただいたが、最終的に 13 施設に御応募いただいた。定員枠については、当初想定よりも数が少なくなったため、改めて二次募集させていただくこととした。 先ほど杉本委員から御指摘があったとおり、本来、施設が固定されることなく利用できるのが制度趣旨かと思う。今回、京都市の事情として、10 時間の利用時間を管理する仕組みが課題であり、将来的には吉田委員から御紹介のあった国において導入するシステム上で利用状況等の管理ができる形となっているため、どの施設でも御利用いただけるが、今回は試行的事業ということでそういった仕組みもないため、一つの施設で 10 時間の管理をする仕組みとしたもの。 これは京都市の試行的事業の中で枠組みを作ったものだが、本格実施となれば、京都市でも、どの施設でも利用いただけるという形になるため御理解いただきたい。 そのうえで、施設を固定することなく、利用いただくためには、実施施設を増やしていくことが重要だと考えており、今回二次募集を行

	うに当たり、改めて施設向けに説明会等を設定したが、幸い既にいくつかの施設からは参加したい旨、聞いている。 今後、京都市からも制度趣旨、こういった形であれば実施しやすいか等のノウハウを含め、きちんと丁寧に説明しながら、実施施設を増やしていきたい。 そのうえで、各施設におかれましても、通常の保育に影響がないよう試行的事業に御参加をいただきたいと思っている。 先ほど先生方への負担についてお声があったが、各施設においては負担のない形で実施いただき、実施のうえで明らかになった課題等の御意見を京都市にいただき、いただいた御意見を国へフィードバックして、今後の制度構築に反映していきたいと考えている。 十分なお金が給付できるのかという点についても、現行国の制度として試行的事業としては1時間当たり850円となっているが、そういった点も当然少ないという御意見が出てくるかと思うため、財政措置も含めて国の方へ御意見を伝えていき、令和8年度からの本格実施に当たっては現場に負担のない形で実施していきたいと考えている。
中野委員	令和8年度から本格実施ということで、今回は試行実施ということだが、これまでの各委員からの意見のとおり、問題や誰のための施策なのか、そもそもなぜ新たに実施することになったのか等について、疑問は多い。 試行的事業の実施状況を踏まえ、国に意見をフィードバックするということだが、どういう点が足りない等の検討はどのタイミングで行う予定なのか。
事務局	京都市として検証していくのかという点について、本制度に関して京都市に御意見を伝えていただくフォームを作り、随時御意見をいただく形にしたいと考えており、京都市としてもこの試行的事業の効果等を取りまとめて国に報告していきたいと考えている。
中野委員	月10時間の上限や、利用施設の1か所の登録という条件は京都市オリジナルか。
事務局	月10時間の上限であったり、委託料850円といった部分は国の制度通り。 利用施設を1か所に限定するのは、京都市として利用時間を管理す

	るためであり、国の制度設計では、試行的事業でもチケット制にするなどし、登録施設を1か所に限定するものではない。
中野委員	施設を1か所に限定する理由について、もう一度説明してほしい。
事務局	例えばこの試行的事業の間に、2つの施設を利用されるとすると、利用時間の管理を各施設において行っていただいているところ、厳格な時間管理が行えない。利用施設が1か所であれば、利用者が後何時間利用できるか管理も含めて施設にお任せできるため、今回の試行的事業においては利用施設を1か所としたもの。 将来的にはスマートフォン等で利用いただける予約システムが導入されるため、複数施設を利用した場合でも10時間の上限管理がシステム上可能となることから、本格実施に当たっては複数施設が利用できる予定である。
中野委員	1か所に限定している理由は、管理のしやすさのためという理解でよいか。
事務局	お見込みのとおり。
内海委員	今回、実施施設の応募になかなか手が挙がっていない状況であるが、それは、この制度が本当にこども真ん中社会の実現に寄与するのか理解できていないからではないだろうか。藤本委員もおっしゃっておられたが、これまでから子育て支援策はたくさん頑張ってきたという思いの中、この施策が本当に子どものためになるのかという思いがあり、手が挙がっていないと思う。 吉田委員からも御説明いただいたところ、子どものためになるということをしっかり伝えていただければ、今後、参加園も増えると思うので、しっかりお願いしたい。
川北部会長	まだ本格実施までは時間があるところ、次回、改めて議題として挙がってきたときには、いろいろ御意見をいただき、議論したい。 では、3つ目の議題に移りたいと思いますが、先ほど冨田委員が到着されましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

事務局	今年度から、市民公募委員として、富田 宏子（とみた ひろこ）委員に新たに御就任いただいております。 富田委員、一言御挨拶をお願いいたします。
富田委員	<委員自己紹介>
川北部会長	ありがとうございます。 それでは、3つ目の議題に移ります。 第3期京都市子ども・子育て支援事業計画について (1) 幼児教育・保育の量の見込みについて 事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料3>を用いて説明>
川北部会長	ありがとうございます。 ちょっと厳しい数字が示されておりますが、ただいまの説明に御意見・御質問がありましたらお願いいたします。
杉本委員	端的に言うと供給過剰ということだが、今後、園児数が減少して、運営が成り立たない施設が出てくると思う。 救済するという話ではないが、園同士のグループ化や連合化といったM&Aなど、利用者に迷惑が掛からないような予防的対策をしていかなければならないと考えている。これから7年、8年先に子どもの数が低いレベルで安定してきたときに、どのような京都市の景色になっているのか、これには小学生を含む児童館事業なども含めた景色というのを想定されないと、今の修羅場のような状態を黙認し、絵を描かない状況で進んでいくのは、教育先駆都市である京都市としては全く無策ではないか。 利用者の期待に応えることがなにより大事である。期待にすべて応えることは難しいが、それぞれいいところを出し合い、ユナイテッドみたいなことがしやすいような自由な形がいいのではないかと思う。 つまり、行政的に無理やり誘導していく形よりも、各施設が自由にやっていく形が結果的には一番利用者にも喜ばれる景色が実現できると思う。そのためには最後の景色を描きながら、過渡期を乗り切るような行政方針があるべきではないかと思う。 一つは、利用調整。教育ニーズと保育ニーズというが、認定こども

事務局	園の場合は両方の性格を持っている。認定こども園に入園するということは、その両方を利用できるということであり、1号・2号・3号と行政に分けられたものがあるということは、認定こども園にとっては全く理解できないことである。 認定こども園は認定こども園として入園される方との直接契約のため、園児受け入れの自由があって当たり前だと思う。その中で入ってきた子どもが2号・3号に認定される、されないというのは別で行政が行うことだと思う。これが、認定こども園が当初できたときの設計図だったと思うので、そこに立ち返っていく必要があると思う。 保育園は、市長からの委託事業として保育施策を行っていくものであるが、認定こども園は、各園の理念を実現できるような自由さがなければならず、ある程度の裁量を持たせていただかないといけないと思う。 それから認定こども園は保育園由来と幼稚園由来があるが、由来による差がないようになって当たり前だと思うが、そういった行政的な差を無くすように進んでいただかなければいけないと思う。 まさに、現在、我々が直面しているのは、これまでの定員拡大からの転換点に差し掛かっており、第2期計画期間中に減少局面に入ってきたことで、次期計画案では、取組の方針を大きく舵を切ったところである。M&Aやグループ化のお話もいただいたが、これまでと違ったことを考えていく行くべき時期が来る可能性もあると思っている。 まず私どもとしては、これまでの取組と大きく違うものとして、定員変更の見直しを第2期中に2回行い、より柔軟な形で定員変更できるようにしてきた。今後、各施設が人口減少社会の中でも運営ができるようにということが求められているものかと思っている。 各園の存続がないことには、教育・保育の提供体制を必要とされる方に提供体制を整えることができず、利用できる施設が減るようなことになると、利用者の方の選択肢を狭めることにつながってしまう。提供体制を確保することは、行政の責任である。 一方で、各施設が自主努力で魅力を高め、人気を獲得することは質向上にもつながるため、利用者の満足度や利便性の向上のために、そういった観点で切磋琢磨していただくことも必要だと考えている。このバランスの中で施策展開していくことが必要だと思っている。人口減少社会の中で、適切な対策を取っていくことが必要。 子どもの数が低い水準で安定するのではというお話もあったが、本
-----	---

矢島委員	市としては、人口戦略の取組等も行っており、今後それがどうなっていくのか、夢物語を追うのではなく、現実を見据えて、考えていく必要があると思っており、しっかりと状況を注視していく。 おそらく次回に深く議論することになると思うが、それに向けて自分の考えを整理するために伺いたい。 少子化の中、各園が切磋琢磨し、地域の中でどうしたら生き残れるか、それぞれ考えていると思うが、やはり、需給バランスを考えて定員調整をしていかなければ、幼稚園にとっても保育園にとっても厳しい局面がやってくる。資料３－６ページに記載の、認定こども園への移行状況について、もう一度詳しく御説明願いたい。 杉本委員がおっしゃったとおり、幼稚園由来、保育園由来という言い方はもう不要ではないかと考えているところではあるが、幼稚園が認定こども園に移行する場合、預かり保育部分も含めて定員設定しているが、幼稚園と保育園の間でアンバランスがあるのではないかと個人的に思っている。 定員の内容までが分からないので、それぞれの園が地域の中で共存共栄していくため、認定こども園に移行していくときに定員のバランスをどのように取っていくのか、といったところが非常に大切だと思う。 過去１０年で８３施設が認定こども園に移行されたというあたりで、幼稚園由来と保育園由来の数を教えてもらいたい。
事務局	幼稚園由来、保育園由来と分けているのは、認定こども園制度自体、御承知のとおり幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園とあるが、移行に際してスムーズに移行できるよう、従来の幼稚園、保育所の基準を満たしていれば認定こども園に移行できるといった制度設計となっている。 認定こども園を由来別に区分けして把握しているのは、そうした制度上の理由によるもの。 また、それぞれの数については、資料３－１３ページに記載のとおり、保育園由来が６８園、１号定員が４２７名、幼稚園由来が１５園、２・３号定員が７９６名、合計で８３園、１，２２３人分が認定こども園への移行により、定員増となっている。 再度移行特例について説明すると、保育園が認定こども園に移行するときについては定員の３％について１号認定の設定が可能、幼稚園

藤本委員	が認定こども園に移行する場合は、受入児童数の３％及びその時点の預かり保育の利用児童数まで２・３号定員の設定が可能となっている。 資料３－１３ページについては、今後議論になると思う。 保育園側から見れば、そのような気持ちになることは分かるが、これは感情論ではなく、基本的に新２号は、国、京都市が認めている認定を持っておられる方が、幼稚園の中で預かり保育を受けておられるという実態、ニーズではなく実態があり、実態を無視して移行できないような受け皿にしてしまうと、在園しておられるお子様の行き場がなくなってしまうことになる。 幼稚園側で新２号の認定をしているのではなく、新２号で預かり保育を利用されている方々は、現に保育所を利用する要件を持った方々でもある。保育所に入れるお子様が、要件を持ちながら幼稚園を選んでいる。 その中で小規模やほかの保育所の新設をしなくてよいことや、定員を引き上げる必要が生じていないという現実の中での特例措置であることは分かっていたきたい。 これだけ現状が変わってきて、議論をしてきてどういった形がよいのかは、保育園、こども園の皆さんと話し合いをすることが大切だと思っている。 そもそも最初のところで、幼稚園側は、幼稚園は幼稚園のよさ、保育園は保育園のよさとして京都市は大切にしてきたところ、認定こども園というものができたが、これをやみくもにどんどん他府県のように受け入れていくのではなく、お互いを大切にしていきましょう、という中での３％ルールであったはず。 現状は、少子化で子どもの取り扱いになっており、認定こども園が乱立し、みんなが首を絞めてあっている。 それをもう少し、みんなが子どものために今まで育んできた京都の子育て文化を大事にするために、京都ではルールを作ってお互いを大切にしていきましょうというのがそもそもの話であった。保育園は保育園で大切にすべきだとも幼稚園団体のなかで話をしている。 ここで幼稚園がすべて認定こども園に移行すると、小さな保育園はとたんに大変になっていくだろうという共存の形を考えた中での話で、私たちだけが、という話では全くない。そのことは分かっていたきたい。
------	---

杉本委員	ニーズが読み切れないというところ、京都市においても第1期計画から方針転換したところは真摯にこれまでの分析は行うべき。 上からものをいうわけではないが、私たちもまだこんなに保育所作って大丈夫なん？小規模作って大丈夫なん？とずっと言っていた。そうしたらやはりそれ見たことかというわけじゃないが、こういう状況になってしまった。それをじゃあまた方向転換しますと、対処療法で場当たりの行くのではなく、例えば杉本委員がおっしゃった統合型という、スケールの大きな話もなるほどそれも一つの考え方かもしれないし、議論していくことが大切。 小規模でも、意欲のない施設は困るが、規模を問わず意欲のある施設が存続していけるような仕組みを作ってあげないと、小さくなったら途端に統合しないといけないというのは実は世界の教育・保育の方向とは大きく相反するもの。 令和の日本型教育というのも一人ひとりの質を丁寧に関わっていくという方向じゃないですか。私たちも反省すべきは今までは200人、300人子どもを集めて経営しているというのは時代遅れ、世界のなかで通用しない。そういう意味でこれを一つのきっかけとして、もっと小規模で、質の高い保育をしていく。これは幼稚園も保育園もやる気のある、意欲のある先生や保護者が集まっているところがずっと頑張っていける風土、文化を作っていくことが大切。 もちろん杉本委員のおっしゃることすべてを否定するわけではないが、ショッピングモールのように大きな保育施設だけがはびこるのではなく、個人でも特色のあるところが生き残っていけるようにならないと、数だけで、それだけがすべての力を示しているということになると、これだけ先生が確保しにくい時代になってくるとますます小さいところは存続したくてもできないということになる。 結果として、保護者の皆さんが多様ないろんな子育ての価値観の中から選んでいけるような京都らしさがなくなっていってしまうのは非常に残念だと思うし、そういう意味ではぜひ小規模園でも存続できる形を大切にしていかなければならないと思っている。 何も施設規模が大きいのがいいと言っているのではなく、大きかろうが小さかろうがそれぞれの特色があって、それを利用者が評価するところでなければならないということ。 それを、ややこしいポイント制だとかではなく、認定こども園であれば、園長との契約で入園できるんだ、と。保育園であれば委託だか
------	--

事務局	らそういう手続きを踏んで、就労証明がなければ入れないんだという違いがあるが、自由に選択されてやっていくことが大事だと思う。 それが本当の意味の子どもにとっていい園が残っていくということにつながるのではないか。 こども誰でも通園制度は小規模保育施設も対象になっているのか。 対象になっている。
杉本委員	委託費 8 5 0 円と利用者負担額 1 時間当たり上限 3 0 0 円という話があったが、保護者も一緒に園に来たいとなった時に、その金額では具合が悪いので足しますとか、あるいは付加価値を付けるので 3 0 0 円を 5 0 0 円にするなど、裁量を持たせるべき。 例えば上限 1 0 時間であるが、うちの園は子どもが慣れてきていいわ、ということであれば 1 0 時間を超えて園と直接契約して預かりができるようにするなどの柔軟さが必要。金額的にも時間的にも、保護者の希望通りに 1 1 時間でも 1 2 時間でも選んでもらえるようにしなければならない。
山田委員	小規模保育園連絡会の代表の立場で意見を述べる。 小規模保育園のため、本当に小さな施設。うちも 1 4 名の子どもをお受けさせていただいているが、小規模保育事業所は 0 歳～2 歳のお子さんが対象。施設長でもあり、ママでもあり、グランマでもある。 初めて子どもを授かった親御さん、マタニティブルーの方、ネグレクトの方もいらっしゃるが、そういった方たちの心のケアもしながら、その方たちの心身の健康を図っていくのは当たり前。子どもの健やかな心・身体は、親御さんの心と身体を支援することから始まる。 卒園後の、次の施設である、こども園、保育園、幼稚園はすごく悩まれるし、第 2 のおうちだからこそアタッチメントが子どもさんとも、親御さんとも大切である。 アタッチメントを大切にしているからこそなんでも言うてくださる。だからこそなんでもお答えできるようにと、この審議会に参加させていただいて、いろいろな保育施設との情報をキャッチして、1 1 8 ある小規模保育施設にいろいろ連携をとっているのでお知らせしている。 保護者のニーズに合わせることも大事であるが、子どもによって、山登りが好き、音楽が好きなど、それぞれ性格も様々であるためそう

事務局	いった点も踏まえて次の施設を考えている。 この部会委員の園への移行支援もしているからこそ、いろいろな方と連携をさせていただき、小規模が、もっと幼稚園や保育園と連携できるようになればと思う。 施設見学などで、保護者が直接情報をキャッチできればよいが、できない場合でも、スムーズな移行ができるよう、小規模園として責任を持って施設を御紹介するようにしている。 藤本委員の預かり保育の話から議論が始まったかと思うが、令和6年度時点で、2,600人を超える預かり保育の方がいらっしゃる。この提供体制が保育ニーズを支えてきたというのはまさにその通り。預かり保育がこれまで重要な役割を果たしてきたこと、またこれからも果たしていくことは、我々としても変わらないこととして認識しているところ。 また、3%ルールについては、次回の検討課題としているところだが、現行ルールでは預かり保育の利用者相当を保育定員として振替可能で、かつこれまで通り預かり保育の受入れも可能となっているという点については検討が必要になってくるかと思う。 藤本委員がおっしゃられたように、これから各園が共存共栄していくということもまさにその通りで、提供体制の確保と維持に向けて、第3期計画の人口減少社会にふさわしい体制として需給調整の特例を検討していけたらと思っている。 杉本委員からは、施設の大きい、小さいにかかわらず、利用者から選ばれるような特色ある施設にしていかなければならない、そのためには自由度が必要という御意見をいただいた。 山田委員からは、小規模のアットホームな対応について御紹介いただいたが、これも一つ大きな特色だと思う。小規模保育から特色のある、いろいろなタイプの移行先施設を紹介できるようにしていくことも本市の保育・教育において重要ということも、大変よく分かった。 資料3-12ページに記載の、第3期における確保方策のところ、第3期計画で我々として目指していきたいところとして、「量の拡大でなく、多様な保育ニーズに対応する多面的な保育を実施していきたい」と、まさに量の拡大から質へとフェーズを移していこうという考えにもマッチしている。そういったところを踏まえて、第3期計画をよりよいものにしていきたいと考えている。
-----	--

川北部会長	数だけの問題ではなく、そこにある背景なりを踏まえ、今委員のみなさまからいただいた御意見等を反映させていただきたい。 それでは次の議題に移ります。 第3期京都市子ども・子育て支援事業計画について (2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料4>を用いて説明>
川北部会長	ありがとうございます。 ただいまの説明に御意見・御質問がありましたらお願いします。
吉田委員	一時預かり事業について、京都市ではリフレッシュ利用が認められているのか。先ほどもお話したが、こども誰でも通園制度のニーズが、本来の趣旨と異なる形で高まる可能性があるため、確認したい。
事務局	リフレッシュや育児疲れなど、プライベート目的での利用も可能。
丸橋委員	一時預かり事業については、保護者から、困ったときに預かってもらえないという声を多く聞いている。何か対策はないものか。 かなり前から予約しないといけないなど、利用したいときに利用しにくい、利用料が高い施設であれば空きがあるといった声を聞く。 こども誰でも通園制度も、本当に困っている方に届くようになってうれしい。困っている方がどこにどう預けたらいいのか。 今回のアンケート結果でも、思ったよりも両親がいるとか、預ける先がある等の回答が多く、私は恵まれた方の回答が多いと思ってしまった。 本当に困った方が、虐待の方向に向かわないようにしなければいけない。地域でも、地域の親子を守るためになにか助け合える仕組みができればと思う。 病児保育もそうであるが、コロナ禍では病児保育所自体が大変で、受け入れられないという状況であったり、親子を守るということを大事にして、この地域がいいと思ってもらえるようにできれば、また下の子どもを産むことにつながる。二人目子を出産することのハードルが高いのと、京都ではもう産まないという声をよく聞くので、そこを

事務局	何とかしてほしい。 一時預かりについて、量の見込みとしては現状から微増という見込みを立てている。 利用実績からはコロナの影響も関係あると思うが、この間は年々減少傾向であった。量の見込みは、利用実績に潜在ニーズを加えた形で見込んでいるが、一方で、市営保育所の所長からも一時預かりをお断りしている事例があるという意見も聞いている。この事業だけで困っている方をカバーしきれているとは京都市としても考えていない。 次回以降の議論になるが、こども誰でも通園制度が一時預かりとは目的が違うとはいえ、困った方に使っていただける制度になっていくべきだと思っているので、両事業をうまく使って困っている方に支援が届くようにしてまいりたい。
矢島委員	お子さんをお預かりするという制度ではないが、マイ保育園制度というのがスタートしている。 実家のような感覚で母子一緒においでいただき、職員がお母さんの悩みを聞かせていただいたり、子育てのアドバイスをさせていただいたり、園の行事にも参加いただいたりできる制度があり、京都市内の二百数十施設のうち、140施設くらい登録されている。 幼稚園は複数園の登録が可能である一方、保育園は私の実家はここと思っていたきながら1か所利用いただく制度である。
富田委員	病児保育について、令和11年度までの量が見込まれているが、保育園を休んだ子がどこに行っているのか、と後々聞くと病児保育を利用していたということがある。 利用できた子はいいが、病児保育を利用できなかったため、お父さんに仕事を休んでもらった、お母さんは休みを振り替えて働いているという方がいる。 例えば、病児保育施設に連絡した際、今日はもういっぱいです、と言われたときに、空きのある他の施設につないでもらえる制度があればいいと思うが、そういった制度になっているのか。
事務局	各施設からつないでいただくことはあまりないと思うが、市で各施設の空き状況が分かるホームページを運用しており、そのページを確認いただくことで空き状況は把握できる。再度お電話いただくことに

中野委員	なるが、別の施設にアプローチいただくことは可能。 一時預かりの件で、本当に困ったときに預けられるところがないということは私も実感している。 アンケートの中で、「緊急時等に子どもを預けられる知り合いがいるか」という設問に対する回答で、「預けられる人がある」という回答が55.8%ほどあり、結構いらっしゃるんだなと感じたが、アンケートを受ける立場になって考えると、質問の仕方がどうかと思う。 緊急時等の捉え方がそれぞれ違うと思っていて、近くに実家はないし、頼れる人も近くにいない状況で子育てしているところ、例えば自分が倒れたら、遠くに住む母に頼むなど、どうにか子どもを預ける先を探すことになると思う。 一方で、ちょっとした用事やちょっと外出したいときに回りに助けてもらえる人がいないと感じている。 よくニュースで、炎天下の車に子どもが5分でも放置されると危ないということを聞くが、家の中でも子どもだけ家に置いて外出することはできなくて、どれだけ遠くても雨でも連れていく必要がある。 子どもが1人じゃなくて、もっと何人か産みたいと思っているが、複数いたら無理だなと日々実感しているところ。 一時保育も子どもが小さいときに利用させてもらったことがあるが、やはり1か月前に申し込む必要があるなど利用に制限があり、先の予定はなかなか読めないで、制度を利用しにくいと思った。 今助けてほしいというときに、気軽に頼める人がいないのは子育て中に日々感じる場所なので、そういったところのサービス等を考えていただけるとありがたい。
川北部会長	中野委員のように、いろいろと制度の情報を探せる立場にある方でも今のような不安が出てくるということは、一般的には制度があってもどう使っているのかというところを分かっておられない方もたくさんいらっしゃると思うし、そういった方にしっかりサービスを浸透できるように取組を考えていただきたい。
伊佐委員	いろいろお聞かせいただいている中で、本当に困っておられる保護者、お子さんがたくさんいらっしゃると思うので、幼稚園や保育園等で楽しく遊んでほしいと思っている。 一方で、先生が不足しているのが大きな心配事で、一時預かりとか

事務局	こども誰でも通園制度、いい制度だなと思うが、先生の方がどうなのかなと思っている。誰でも来ていいよと言っても、しっかりお子さんを見てあげるためには先生の数が不足しているのではないかなと思っている。幼稚園・保育園にいる先生だけで見るという仕組みでいいのかなと思っている。
事務局	現場の御負担、人材の確保が非常に難しいという課題はいろいろな場面で我々もお聞きしている。 こども誰でも通園制度で実施施設を募集した際に思ったほど手が挙がらなかった背景にも、そうしたことがあると思っている。これについては、幼稚園・保育園等において共通した課題だと思っているので、京都市として何ができるか、引き続き検討していきたい。
川北部会長	他に御意見ありますでしょうか。 では、他にございませんようでしたら、この議題は、本日委員の皆様からいろいろ御意見頂戴しましたので、事務局において、必要な修正を考えつつ、委員の皆様に送付させていただきたいと思います。 特に数字等の修正は必要なかったと思いますが、その数字に隠れた背景については、先ほどの皆さんの意見を踏まえ、しっかりと汲み取っていただきたいと思います。 それでは、本日の議題は以上となります。 事務局に進行をお返しします。
事務局	川北部会長、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましても、本日はお忙しいところ、3時間にわたる熱い御議論いただき、ありがとうございます。 それでは以上で、令和6年度第1回幼保推進部会を終了させていただきます。 また、夏頃を目途に第2回幼保推進部会を開催したいと考えております。詳細が決まりましたら、改めて御案内させていただきますので、御協力賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。 お忙しい中、本当にありがとうございました。

山田委員

＜部会後、書面で提出があった追加意見＞

**○議題１ 子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学校入学前児童）
結果報告について**

令和５年度市民ニーズ調査は、再度、私共の意見・要望も取り入れてくださいますして充実された内容であり、結果報告も平成３０年度の調査の分とも、比較しやすく、また、設問ごとに、要綱まとめもしてくださり、詳細にわたり、ありがたく、拝見させていただきました。

新型コロナ期を経て、子育ての状況や子育て支援面に関しても、子どもさんの生活状況や遊び、学び等に変化が表れ、様々な面で不安感・疑問感を感じておられることが分かりました。

京都市も、子ども医療環境や、子育て世帯への経済的支援教育環境等への充実は、図ってはくださっていますものの、育児休業・短時間勤務制度利用の難点、住居面や子どもの居場所。遊び場環境等にも難題があり、また、京都市の出生率が１．１５と、全国平均１．２よりもランクダウンで、この低迷期をいかに克服してゆけるのか?!大学の街、京都・文化都市、京都・観光都市、京都・歴史史跡の街、京都…ですので、大きな課題です。

私共、この京都で保育事業を掴まさせていただきますものにとりましても、質の高い、安心安全で心温かい保育サービスの提供を図り、政令指定都市を担われる松井市長さまのもと、励んで参りたく存じております。

○議題２ こども誰でも通園制度の試行的事業の実施について

すべての子育て家庭を対象として、保育の拡充として、“こども誰でも通園制度”を導入されますことは子育て家庭、特に専業主婦の方々にとりまして、不安や悩みを抱えられ、孤立した育児になってしまわれている方々のためにも、とても、いい制度だと存じます。けれども、その子どもさんたちをお受けする、柔軟で経験豊富な保育力を持つ保育者や、心地よく過ごすことのできる保育環境・保育室等が課題です。また、子どもさんたちにとっても、今まで、親御さんから離脱されたことのない状態で、急遽・突然のお預かりで、不安・絶叫等予測されますゆえに、しっかりと人的物的保育環境を図り、提供できれば、この制度の意義は深く、子育て支援の大きな一環となりうることも間違いなしです。

異なりますが、一時保育事業の責任者として、カリキュラムもすべて作成し、担わせていただいていた、私としまでも、親御さん

たちの助け舟として、意義深い、濃密な制度だと賛同いたします。

○その他

このところ、保育に関しての人的環境にアクシデント（園バス放置・保育遊具・食育面での誤飲・保育者による虐待等）が絶えません。その度になぜ？いかに？！と驚愕してしまいます。小さな大切なお命をお預かりし、心身ともに健やかに育ませていただけますようにと、安心安全な保育環境を日々図ってます私共の、同業保育者が…？！あり得ない、考えられないことごとございます。その為にも、子どもさん、親御さん同様に保育者職員も、心身ともに健康面を図り、小規模保育事業従事者同士の交流親睦を図りましたり、救命救急や防犯・防災面・食育&保健面、保育内容面等、京都市さま提供の研修会共々に呼び合い、（皆様、幼稚園・保育園勤務関係だった方々ばかりですが…）励んでおられます。“京都の保育って、安心安全な環境のもとに育んでいますヨ～” 安心して、就労してもらえますヨ～。子どもさんの主体性を重んじ、豊かな保育環境を、提唱できますように、小規模保育連絡会は、幼稚園さま、保育園さま、こども園さま、皆々様と連携を密にさせていただきまして、また情報提供やご教授もいただきまして、“恥ずかしくない保育” へと、励んで参りたいと思っております。およろしく願い申し上げます。